

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
山陽小野田市	厚狭地区(下津・杣尻集落)	令和4年2月28日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	35.10ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	32.28ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	11.82ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	0ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	9.35ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	20.27ha
(備考)	

- 注1:③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

ほ場整備事業を当初の計画どおりに推進すること
適正な営農計画の下、機構集積協力金や経営所得安定対策を活用し、法人経営を安定させること
現在の耕作者のほかに、農事組合法人のオペレーターを確保、育成すること
農業用倉庫兼事務所など法人経営の拠点を確保すること

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

中心経営体として、農事組合法人を設立する。
圃場整備施工地区内の農地は、当該法人が農地を集積し、集約化を図る。施工地区外の農地については、当面、当該法人以外の中心経営体が集積し、将来的には当該法人が集約化して農業経営を行う。

- 注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農業競争力強化農地整備事業(ほ場整備事業)等を推進する。
区画整理、灌漑施設・農道整備、客土及び獣害防護柵の設置を実施する。

後継者を育成・確保して適切な営農計画の下、人・農地プランを実行するため、農地中間管理機構を通じて圃場整備施工地区内のすべての農地を農事組合法人が集積し、農地の集約化を図る。

注:農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。